

倉吉市「市へ寄せられた提案・意見等」のホームページ掲載に関するガイドライン

1 目的

このガイドラインは、市へ寄せられた提案・意見（以下「意見等」という。）及びその回答等について、市ホームページの「ご意見ボックス」（旧電子相談窓口）に寄せられたものに限らず、各所属に寄せられたものも対象として、市ホームページの「市へ寄せられた提案・意見等」（以下「市HP掲載欄」という。）に掲載することにより、市政の透明化を推進し、開かれた市政の実現を図ることを目的として定める。

2 掲載の対象

次に掲げる意見等は、原則として、市HP掲載欄への掲載の対象とする。

- (1) 意見等に対して、各所属で協議を行った上で回答したもの
- (2) 特に市民の関心が高いと考えられるもの

3 掲載対象外となるもの

2にかかわらず、次に掲げる意見等は、市HP掲載欄への掲載の対象としない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (2) その内容が主として営業活動、政治活動又は宗教活動に関するもの
- (3) 第三者を誹謗中傷したり不利益を与えたりすると判断されるもの
- (4) 犯罪その他の非違に結びつき、又は法令に反すると判断されるもの
- (5) 本市の行政運営の実態に即しておらず、第三者に誤解を与えるおそれがあるもの
- (6) 市の業務等に関する質問や問合せ（ただし、頻度の高いものは、各所属のホームページに掲載する等により情報の補完を行う。）
- (7) 個人的な案件等汎用性がないもの
- (8) 市の業務との関わりが明らかでないもの
- (9) 既に市HP掲載欄又は市の他のホームページに掲載されている内容と同様の主旨のもの
- (10) 意見等を寄せた者が公表を希望していないもの、又は公表を希望する旨の意思が確認できないもの

4 市HP掲載欄への掲載等の要領

各所属の長は、次の要領により、市HP掲載欄に意見等及びその回答等を掲載し、及びその管理を行うものとする。

- (1) それぞれの所属に寄せられた意見等及びその回答等について、市HP掲載欄に掲載し、及び更新、削除その他の管理を行うこと。
- (2) 地域づくり支援課が各所属に送付した「ご意見ボックス」に寄せられた意見等及びその回答等についても前号と同様とし、併せて地域づくり支援課にその旨を通知する。
- (3) 回答等に関し、より詳細な説明、様式の提供等が必要な場合は、その文中に市の他のホームページ又は市以外のホームページへのリンクを設定し、閲覧者の誘導を図ること。

5 個人情報等への配慮

掲載に当たって、特定の個人を識別することができる部分（他の情報と照合することで個人を識別することができる場合を含む。）は、削除や言い換えなどの対応を行う。